

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

リフト付・スロープ付車両貸出事業要項

(趣旨)

第1条 この要項は車いす使用者や寝たきり高齢者等の生活圏の拡大や社会参加を促進し、もって障害者等の福祉増進と地域福祉活動の推進に寄与することを目的として、地域の車いす使用者・寝たきり高齢者並びに福祉団体等に対して、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有する、リフト付・スロープ付車両（以下「車両」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(車両)

第2条 本会が所有し、本事業に使用可能な車両は別表1のとおりとする。

(利用者)

第3条 利用者は、公共交通機関を利用することが困難で、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 車いす使用者及び寝たきりで移動の際にストレッチャーの使用が必要な者。
- ② 身体障害者手帳もしくは療育手帳を保持しており、自力での歩行が著しく困難な者。
- ③ 本会が第3条の①・②に準ずると判断した者。

(使用目的)

第4条 車両の使用目的は、第1条に基づくものに限り、次に事項に該当する場合は、貸出しを許可しない。

- ① 反社会的活動や公序良俗に反する活動。
- ② 使用者が営利目的をする活動。
- ③ 予約や修理等で車両に空きがない場合。
- ④ 利用者が車両を使用することにより、身体等に変調をきたす可能性がある場合。
- ⑤ 派遣可能な運転ボランティアがない場合。
- ⑥ 運転者が、道路交通法（昭和35年法律105号）の規定による運転免許の効力の停止を受けている場合。
- ⑦ 本会会長（以下、「会長」という。）が不相当と認めた場合。

(運転者)

第5条 車両の運転者は運転免許を取得してから1年以上を経過しており、かつ本会の実施する操作講習を受講し、本会から「リフト付・スロープ付車両運転許可証」を発行された者に限る。

2 運転者は、年度始めに運転免許証を提示しなければならない。

(申請及び許可)

第6条 申請は使用者が行うものとし、会長に「リフト付・スロープ付車両借用申請書兼確約書」(第1号様式)を、利用希望日の7日以上前(ただし本会の執務時間内)に提出しなければならない。提出がない場合は貸出し不可とする。但し、緊急を要する止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 申請は利用希望日の3か月前から可能とする。

3 申請に対する許可は、申請書の決裁をもって行い、申請書の内容に虚偽の申告があった場合は、直ちに許可を取消し・車両の返却し、以降の利用を制限する。

(貸出し期間)

第7条 同一利用者に対しての貸出しは、1か月において7日を限度とする。

(車両の受渡し)

第8条 車両の受渡し場所及び時間については、本会と協議の上決定する。

2 使用者は、車両の使用後速やかに車両及び鍵を本会が指定する保管場所に責任をもって返却しなければならない。

(利用料)

第9条 車両の貸出しは無料とする。但し、使用した分の燃料費、駐車料金、有料道路料金等運行に直接必要な費用は使用者の負担とする。尚、燃料は本会が指定した給油所で使用分を補給しなければならない。

2 事故(盗難・紛失)にかかる費用は、別に定める。

(使用者の順守事項)

第10条 車両の使用者は、次の事項を順守しなければならない。

- ① 許可された利用者、目的及び運行経路以外の使用はしてはならない。
- ② 使用者は、善良な管理者のもと、責任をもって使用・保管をしなければならない。
- ③ 道路交通法をはじめとする交通法令等を順守し、同乗者や歩行者等に対し、安全運転を心掛け、交通事故の防止に最善を尽くさなければならない。
- ④ 事故(盗難・紛失等を含む)が発生した場合は、速やかに警察署等関係機関に通報し、法令に沿って適切な処置にあたるとともに、本会に報告をしなければならない。
- ⑤ 車両の運転者は使用に際し、備え付けの「リフト付・スロープ付車両運行記録簿」(第2号様式)に沿って、始業点検・終了点検を行い、必要事項を記入の上、返却時に本会に提出しなければならない。
- ⑥ 危険物や車両の故障や汚損の原因となる物品等の持ち込みはしてはならない。

(事故の取扱い)

第11条 使用者は車両に係る事故が発生したときは、事故の大小又は被害、加害に関わらず、第10条の④に従わなければならない。

- 2 本会への報告に関しては、本会が定める「リフト付・スロープ付車両事故報告書」(第3号様式)及び本会が契約した保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出することとする。
- 3 使用者は使用中に発生した事故については、処理の終結に至るまで責任を負うこととする。

(損害賠償責任)

- 第12条 使用者が車両の使用で、第三者に損害を与えた場合及び車両に損害が生じた場合は、会長が認めた場合に限り、本会が車両に付保している自動車損害賠償保険及び任意保険(以下、「保険」と総称する。)を適用することができる。
- 2 前項の保険で対応できない損害について、本会が被害者に賠償した場合は、当該賠償額の全部又は一部を使用者に求償することが出来る。
 - 3 事故(盗難・紛失等を含む)による車両修理等にかかる費用について、本会はその事故原因の故意や過失の程度により、その使用者に全部又は一部を請求することができる。

(運転ボランティアの派遣)

- 第13条 第3条に該当し、家族等で運転可能な者がいない場合は、運転ボランティアグループ“そよかぜの会”の会員(以下「会員」という。)を運転ボランティアとして派遣することが出来る。
- 2 会員の派遣には、家族等本人の身体状況等がわかる同乗者が1名以上乗車することを条件とし、「運転ボランティア派遣申請書兼訪問調査表」(第4号様式)を、初回利用日以前に本会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 本会は第4号様式による申請があった場合は、速やかに審査及び派遣の承認または不承認を決定するものとし、申請者に通知するものとする。
 - 4 会員を派遣する場合、燃料費の保管は本会と協議の上決定する。
 - 5 運転ボランティアが起こした事故に関しては、第11条及び第12条を適用する。但し、運転ボランティアの第12条にかかる実費負担については、本会と協議し決定する。

(安全運転管理者)

- 第13条 道路交通法第74条の2第1項に規定する車両の安全運転管理者は、本会車両規定(3-2-6)に準ずる。

(その他)

- 第14条 この要項に定めるもののほか必要なことは、会長が別に定める。

別表 1

車両の名称	法定乗車人員	特記事項
新そよかぜ号 NISSAN キャラバン 静岡 800 す・13	法定乗車定員 最大10名 (車イス2台もしくはストレッチャー1台を含む)	A T リフト付
そよかぜ1号 SUZUKI ワゴンR 静岡 80 あ 930	法定乗車定員 最大3名 (車イス1台を含む)	A T スロープ付
そよかぜ2号 SUZUKI スペーシア 静岡 580 ほ 172	法定乗車定員 最大3名 (車イス1台を含む)	A T スロープ付

附 則

この要項は、平成26年 4月 1日より施行する。

(静岡市社会福祉協議会車いす用リフト・スロープ付車両貸出し要項より全文改定)